

Fire Fighting Department
Fire Bureau
20-7, Minami-cyo, Kawasaki-ku
Kawasaki, Kanagawa 210-8565, Japan
Tel:044-223-2639

上下水道局 規 程

川崎市上下水道局規程第31号

川崎市排水設備指定工事店の指定等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成23年 6 月30日

川崎市上下水道事業管理者 齋 藤 力 良
川崎市排水設備指定工事店の指定等に関する規程の一部を改正する規程

川崎市排水設備指定工事店の指定等に関する規程（平成22年 3 月31日水道局規程第64号）の一部を次のように改正する。

第14条第 1 項中「社団法人日本下水道協会（昭和40年 1 月16日に社団法人日本下水道協会という名称で設立された法人をいう。）神奈川県支部（以下「神奈川県支部」という。）」を「神奈川県下水道協会（以下「協会」という。）」に改める。

第20条第 1 項中「神奈川県支部」を「協会」に改める。

附 則

（施行期日）

- この規程は、平成23年 7 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- この規程の施行の日前に社団法人日本下水道協会神奈川県支部が実施した川崎市排水設備工事責任技術者に係る試験に合格した者又は排水設備工事責任技術者更新講習を受けた者は、神奈川県下水道協会が実施した川崎市排水設備工事責任技術者に係る試験に合格した者又は排水設備工事責任技術者更新講習を受けた者とみなす。

上下水道局 告 示

川崎市上下水道局告示第17号

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年水道局規程第 3 号）第 4 条の規定に基づき、川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者として次の者を指定したので、同規程第 8 条第 1 号の規定により告示します。

平成23年 6 月16日

川崎市上下水道事業管理者 齋 藤 力 良

- 指 定 番 号 第1228号
氏名又は名称 株式会社水道救急車
住 所 東京都新宿区西新宿六丁目15番 1
セントラルパークタワー・ラ・トゥール新宿4116号
代表者氏名 榮 洋輔
指 定 年 月 日 平成23年 6 月14日
- 指 定 番 号 第1229号
氏名又は名称 株式会社アクアエンジニアリング
住 所 横浜市鶴見区梶山二丁目37番25号
代表者氏名 國分 智
指 定 年 月 日 平成23年 6 月14日
- 指 定 番 号 第1230号
氏名又は名称 有限会社ジャストイシバシ
住 所 川崎市川崎区貝塚一丁目 3 番18ー501号
代表者氏名 石橋 正志
指 定 年 月 日 平成23年 6 月14日
- 指 定 番 号 第1231号
氏名又は名称 アオキ工業株式会社
住 所 横浜市金沢区釜利谷東四丁目57番14号
代表者氏名 青木 孝信
指 定 年 月 日 平成23年 6 月14日
- 指 定 番 号 第1232号
氏名又は名称 株式会社シティスケープ
住 所 横浜市港北区小机町2565番地 2
代表者氏名 川野 優
指 定 年 月 日 平成23年 6 月14日

川崎市上下水道局告示第18号

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定事項の変更について

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年水道局規程第 3 号）第 5 条に基づいた届出がありましたので、次の指定給水装置工事事業者の指定事項の変更を行いましたので告示します。

平成23年 6 月16日

川崎市上下水道事業管理者 齋 藤 力 良

- 指 定 番 号 第1064号
氏名又は名称 株式会社渡部興業
住 所 （新）横浜市鶴見区馬場四丁目 2 番 16号
（旧）川崎市中原区上小田中一丁目 26番16ー105
観月ハイム
代表者氏名 渡部 竜

- 変 更 年 月 日 平成23年3月1日
- 2 指 定 番 号 第703号
- 氏名又は名称 (新) 株式会社和興業
(旧) 有限会社和興業
- 住 所 横浜市泉区和泉町3532番地
- 代 表 者 氏 名 斉木 和紀
- 変 更 年 月 日 平成23年3月2日
- 3 指 定 番 号 第386号
- 氏名又は名称 ミズテック株式会社
- 住 所 (新) 神奈川県綾瀬市深谷3898番地
1
(旧) 横浜市旭区柏町132番地2
- 代 表 者 氏 名 加藤 政美
- 変 更 年 月 日 平成23年3月1日
- 4 指 定 番 号 第66号
- 氏名又は名称 有限会社原島工業所
- 住 所 川崎市多摩区西生田二丁目14番21号
- 代 表 者 氏 名 (新) 原島 幸義
(旧) 原島 俊雄
- 変 更 年 月 日 平成23年3月9日
- 5 指 定 番 号 第1170号
- 氏名又は名称 株式会社小山設備
- 住 所 (新) 横浜市鶴見区本町通三丁目
167番地2
(旧) 横浜市鶴見区汐入町一丁目2
番地
- 代 表 者 氏 名 小山 信太郎
- 変 更 年 月 日 平成23年3月16日
- 6 指 定 番 号 第984号
- 氏名又は名称 株式会社ベルテクノ
- 住 所 神奈川県大和市代官一丁目14番地18
- 代 表 者 氏 名 (新) 早瀬 律子
(旧) 田中 正志
- 変 更 年 月 日 平成22年9月1日

川崎市上下水道局告示第19号

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者
の廃止について

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年水道局規程第3号）第5条の規定に基づく届出がありましたので、次の指定給水装置工事事業者の指定の廃止を行いましたので告示します。

平成23年6月16日

川崎市上下水道事業管理者 齋 藤 力 良

- 1 指 定 番 号 第244号
- 氏名又は名称 共栄設備株式会社
- 住 所 川崎市幸区小倉806番地26メゾンセイカ103

代 表 者 氏 名 杉原 則子

廃 止 年 月 日 平成23年4月18日

- 2 指 定 番 号 第1030号

氏名又は名称 東海設備

住 所 横浜市旭区市沢町946番地67

代 表 者 氏 名 木村 年男

廃 止 年 月 日 平成23年4月27日

川崎市上下水道局告示第20号

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者
の休止について

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年水道局規程第3号）第5条の規定に基づく届出がありましたので、次の指定給水装置工事事業者の指定の休止を行いましたので告示します。

平成23年6月16日

川崎市上下水道事業管理者 齋 藤 力 良

- 指 定 番 号 第479号

氏名又は名称 有限会社正英

住 所 川崎市高津区子母口806番地

代 表 者 氏 名 佐々木 正勝

休 止 年 月 日 平成23年4月1日

川崎市上下水道局告示第21号

川崎市排水設備指定工事店の指定の取消し
について

川崎市排水設備指定工事店の指定等に関する規程（平成22年川崎市水道局規程第64号）第11条第1項の規定により、次のとおり川崎市排水設備指定工事店の指定を取り消したので、同規程第12条第2号の規定により告示します。

平成23年6月20日

川崎市上下水道事業管理者 齋 藤 力 良

- 1 指定を取り消した期日

平成23年6月20日

- 2 指定を取り消した工事店

川崎市幸区小倉806-26-103

共栄設備株式会社

(代表者) 杉原 則子

指定番号 第262号

指定有効期間 平成22年2月1日 から
平成27年1月31日 まで

上 下 水 道 局 公 告**川崎市上下水道局公告第32号**

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成23年 6 月21日

川崎市上下水道事業管理者 齋 藤 力 良

(案件 1)

競争入札に 付する事項	件 名	下水道台帳閲覧システム端末機の賃貸借及び保守
	履 行 場 所	仕様書によります。
	履 行 期 間	平成23年 9 月 1 日から平成28年 8 月31日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第 2 条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成23・24年度川崎市製造の請負・物件の買入れ等有資格業者名簿の業種「リース」、希望種目「事務用機器」のランク「A」又は「B」に登載されていること。 (4) 仕様書の内容を遵守し、物品のリース及び役務を確実に履行することができること。	
契約条項を 示す場所等	川崎市上下水道局総務部契約課 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地) 電話 044-200-3116	
入札日時等	平成23年 7 月27日 午後 2 時 (川崎市役所第 2 庁舎 4 階上下水道局入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

川崎市上下水道局公告第33号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成23年 6 月21日

川崎市上下水道事業管理者 齋 藤 力 良

(案件 1)

競争入札に 付する事項	件 名	鋼管通 2 丁目200mm-100mm配水管布設替工事
	履 行 場 所	自：川崎区鋼管通 2 丁目 2-8 番地先 至：川崎区浜町 2 丁目11-22番地先 ほかに 1 件
	履 行 期 間	契約の日から210日間
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第 2 条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有する中小企業であること。 (5) 平成23・24年度川崎市工事請負有資格業者名簿の業種「水道施設」、希望種目「配水施設」、ランク「A」に登載されていること。 (6) 監理技術者（業種「水道施設」又は「土木」）を専任で配置できること。ただし、受注後の下請金額が3,000万円を下回ると思われる参加申込者は主任技術者（業種「水道施設」又は「土木」）でも可とします。 (7) 水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請金額が3,000万円を下回ると思われる参加申込者は、水道施設工事業に係る一般建設業の許可でも可とします。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。	
契約条項を 示す場所等	川崎市上下水道局総務部契約課 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地) 電話 044-200-3117	
入札日時等	平成23年 7 月22日 午前10時 (川崎市役所第 2 庁舎 4 階上下水道局入札室)	

入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件2)

競争入札に 付する事項	件 名	中丸子150mm－75mm配水管布設替工事
	履 行 場 所	自：中原区中丸子495番地先 至：中原区中丸子687番地先 ほか2件
	履 行 期 間	契約の日から205日間
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有する中小企業であること。 (5) 平成23・24年度川崎市工事請負有資格業者名簿の業種「水道施設」、希望種目「配水施設」、ランク「A」に登載されていること。 (6) 監理技術者（業種「水道施設」又は「土木」）を専任で配置できること。ただし、受注後の下請金額が3,000万円を下回ると思われる参加申込者は主任技術者（業種「水道施設」又は「土木」）でも可とします。 (7) 水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請金額が3,000万円を下回ると思われる参加申込者は、水道施設工事業に係る一般建設業の許可でも可とします。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。	
契約条項を 示す場所等	川崎市上下水道局総務部契約課（〒210－8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044－200－3117	
入札日時等	平成23年7月27日 午前10時（川崎市役所第2庁舎4階上下水道局入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

(案件3)

競争入札に 付する事項	件 名	東古市場300mm－100mm配水管布設替工事
	履 行 場 所	自：幸区東古市場115－3番地先 至：幸区小向東芝町1番地先 ほか1件
	履 行 期 間	契約の日から155日間
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有する中小企業であること。 (5) 平成23・24年度川崎市工事請負有資格業者名簿の業種「水道施設」、希望種目「配水施設」、ランク「B」に登載されていること。	

	(6) 主任技術者（業種「水道施設」又は「土木」）を専任で配置できること。 (7) 水道施設工事業に係る一般建設業の許可を受けていること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評価値通知書を有していること。
契約条項を示す場所等	川崎市上下水道局総務部契約課（〒210－8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044－200－3117
入札日時等	平成23年 7 月27日 午前11時（川崎市役所第2庁舎4階上下水道局入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

川崎市上下水道局公告第34号

平成23年 6 月28日

一般競争入札について次のとおり公告します。

川崎市上下水道事業管理者 齋 藤 力 良

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	川崎区下水幹枝線実施設計委託第2号
	履 行 場 所	川崎市川崎区地内
	履 行 期 間	契約の日から平成24年 3 月15日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成23・24年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「建設コンサルタント」、希望種目「下水道部門」に登録されていること。 (4) 平成18年 4 月 1 日以降に次のア及びイの業務委託契約実績を有し、当該実績をTECRISにより確認できること。 ア 鉄道敷を横断する下水管きよの実施設計 イ 耐震実施設計（レベル1及び2）を含む、下水管きよの実施設計 (5) 技術士（総合技術監理部門）の資格を有する者を配置できること。	
契約条項を示す場所等	川崎市上下水道局総務部契約課（〒210－8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044－200－3116	
入札日時等	平成23年 7 月27日 午前10時30分（川崎市役所第2庁舎4階上下水道局入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

(案件2)

競争入札に付する事項	件 名	小田4丁目200mm－100mm配水管布設替工事
	履 行 場 所	自：川崎区小田2丁目20－6番地先 至：川崎区浅田2丁目2－13番地先
	履 行 期 間	契約の日から185日間

参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有する中小企業であること。 (5) 平成23・24年度川崎市工事請負有資格業者名簿の業種「水道施設」、希望種目「配水施設」、ランク「A」に登載されていること。 (6) 監理技術者（業種「水道施設」又は「土木」）を専任で配置できること。ただし、受注後の下請金額が3,000万円を下回るとと思われる参加申込者は主任技術者（業種「水道施設」又は「土木」）でも可とします。 (7) 水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請金額が3,000万円を下回るとと思われる参加申込者は、水道施設工事業に係る一般建設業の許可でも可とします。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。
契約条項を示す場所等	川崎市上下水道局総務部契約課（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-3117
入札日時等	平成23年8月1日 午前10時（川崎市役所第2庁舎4階上下水道局入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件3)

競争入札に付する事項	件 名	登戸4号雨水幹線その2工事
	履 行 場 所	川崎市多摩区登戸地内
	履 行 期 間	契約の日から295日間
参 加 資 格	この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしている2者（以下それぞれ「代表者」、「構成員2」という。）により結成されている共同企業体であること。 ただし、共同企業体の出資割合は、すべての構成員を20%以上とし、代表者は、他の構成員の出資割合を上回ること。 (1) すべての構成員に必要な条件 ア 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 イ 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 ウ 建設業退職金共済制度に加入していること。 エ 川崎市内に本社を有する中小企業であること。 オ 平成23・24年度川崎市工事請負有資格業者名簿の業種「下水管きよ」、希望種目「下水道推進」、ランク「A」に登載されていること。 カ 競争入札参加申込みに当たって、本工事の他の共同企業体の構成員になっていないこと。 キ 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (2) 代表者に必要な条件 ア 監理技術者（業種「土木」）を専任で配置できること。 イ 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 (3) 構成員2に必要な条件 ア 主任技術者（業種「土木」）を専任で配置できること。 イ 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。	

契約条項を示す場所等	川崎市上下水道局総務部契約課（〒210－8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地） 電話 044－200－3117
入札日時等	平成23年 8 月 1 日 午前11時（川崎市役所第 2 庁舎 4 階上下水道局入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件 4)

競争入札に付する事項	件 名	起債・補助事業（緊急時給水拠点確保事業）久本小学校ほか貯水槽設置工事
	履 行 場 所	高津区久本 3 丁目11－3 番地（久本小学校内）ほか 1 件
	履 行 期 間	契約の日から平成24年 2 月29日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第 2 条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有する中小企業であること。 (5) 平成23・24年度川崎市工事請負有資格業者名簿の業種「水道施設」、希望種目「配水施設」、ランク「A」に登載されていること。 (6) 監理技術者（業種「水道施設」又は「土木」）を専任で配置できること。ただし、受注後の下請金額が3,000万円を下回ると思われる参加申込者は主任技術者（業種「水道施設」又は「土木」）でも可とします。 (7) 水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請金額が3,000万円を下回ると思われる参加申込者は、水道施設工事業に係る一般建設業の許可でも可とします。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。	
契約条項を示す場所等	川崎市上下水道局総務部契約課（〒210－8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地） 電話 044－200－3117	
入札日時等	平成23年 8 月 2 日 午前10時（川崎市役所第 2 庁舎 4 階上下水道局入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

(案件 5)

競争入札に付する事項	件 名	観音地区ほか下水枝線第102号工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区観音 2 丁目、四谷上町地内ほか
	履 行 期 間	契約の日から平成24年 3 月30日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第 2 条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有する中小企業であること。	

	(5) 平成23・24年度川崎市工事請負有資格業者名簿の業種「下水管きょ」、ランク「A」に登載されていること。 (6) 監理技術者（業種「土木」）を専任で配置できること。ただし、受注後の下請金額が3,000万円を下回ると思われる参加申込者は主任技術者（業種「土木」）でも可とします。 (7) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請金額が3,000万円を下回ると思われる参加申込者は、土木工事業に係る一般建設業の許可でも可とします。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。
契約条項を示す場所等	川崎市上下水道局総務部契約課（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-3117
入札日時等	平成23年8月1日 午前10時30分（川崎市役所第2庁舎4階上下水道局入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件6)

競争入札に付する事項	件 名	栗木地区ほか下水枝線第3号工事
	履 行 場 所	川崎市麻生区栗木、宮前区神木本町1丁目地内ほか
	履 行 期 間	契約の日から195日間
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有する中小企業であること。 (5) 平成23・24年度川崎市工事請負有資格業者名簿の業種「下水管きょ」、希望種目「下水道開削」、ランク「B」に登載されていること。 (6) 業種「下水管きょ」における過去3年間の本市工事成績評定点の平均点が入札参加申込時点において65点以上であること。 (7) 主任技術者（業種「土木」）を専任で配置できること。 (8) 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。	
契約条項を示す場所等	川崎市上下水道局総務部契約課（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-3116	
入札日時等	平成23年7月27日 午前11時30分（川崎市役所第2庁舎4階上下水道局入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

川崎市上下水道局公告第35号

一般競争入札の中止について

平成23年6月14日付け川崎市上下水道局公告第31号で

公告した次の工事に係る一般競争入札を中止します。

平成23年6月29日

川崎市上下水道事業管理者 齋 藤 力 良

- 1 件名
- 渡田 1 丁目200mm－100mm配水管布設替工事
- 2 中止理由
- 工事設計書の発生土処理に係る工種の計上に誤りがありましたので、川崎市上下水道局契約規程第19条の規定に基づき、入札を中止します。

上下水道局公告（調達）

川崎市上下水道局公告（調達）第19号

落札者等の公示

川崎市上下水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

平成23年7月11日

川崎市上下水道事業管理者 齋藤 力 良

- 1 調達の名称及び数量
- (1) リモート水道メーター（新品）AKR・KKR
20mm 1,200個
- (2) リモート水道メーター（新品）AKR・KKR
25mm 150個
- 2 契約事務担当課の名称及び所在地
- 上下水道局総務部契約課
川崎市川崎区宮本町 1 番地
- 3 落札者を決定した日
- 平成23年6月21日
- 4 落札者の氏名及び住所
- (1) リモート水道メーター（新品）AKR・KKR
20mm 1,200個
愛知時計電機 株式会社 横浜営業所
所長 藤田 新
横浜市中区尾上町 5 丁目77番 2 馬車道ウエストビル
- (2) リモート水道メーター（新品）AKR・KKR

- 25mm 150個
愛知時計電機 株式会社 横浜営業所
所長 藤田 新
横浜市中区尾上町 5 丁目77番 2 馬車道ウエストビル
- 5 落札金額
- (1) リモート水道メーター（新品）AKR・KKR
20mm 1,200個
16,440,000円
- (2) リモート水道メーター（新品）AKR・KKR
25mm 150個
2,295,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
- 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
- 平成23年5月10日

交通局規程

川崎市交通局規程第11号

川崎市交通局企業職員のうち特別の勤務に従事する職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規定を次のように定める。

平成23年6月29日

川崎市交通事業管理者

交通局長 田 卷 耕 一

川崎市交通局企業職員のうち特別の勤務に従事する職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

川崎市交通局企業職員のうち特別の勤務に従事する職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（平成元年交通局規程第7号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

	種別	勤務形態	1日の勤務時間 （勤務時間等を 割り振る者）	勤務時間帯	休憩時間	週休日
共通	自動車の整備に従事する職員	変則勤務	7時間45分 （営業所長）	午前8時30分から 午後5時まで又は 午前9時から午後 5時30分まで	正午から午後0時 45分まで	4週間につき8日
	自動車運転手	変則勤務	7時間45分 （営業所長）	勤務を命ぜられた 時間から8時間30 分	勤務時間帯の途中 において45分	年間104日を超えない範囲とする。

	誘導員	変則勤務	7時間15分 (営業所長)	勤務を命ぜられた 時間から8時間	勤務時間帯の途中 において45分	年間86日を超えない範囲とする。
塩浜営業所・井田営業所	運行係長及び安全指導係長	日勤勤務	7時間45分 (営業所長)	午前8時30分から 午後5時まで	勤務時間帯の途中 において45分	日曜日及び月曜日 又は金曜日及び土曜日
	営業所の事務に従事する職員	隔日勤務	15時間30分 (営業所長)	午前10時30分から 翌日の午前8時40分まで	勤務時間帯の途中 において睡眠時間 を含み6時間40分	年間104日を超えない範囲とする。
		変則勤務	7時間45分 (営業所長)	午前5時15分から 午後1時45分まで 又は午後1時30分 から午後10時まで	勤務時間帯の途中 において45分	年間104日を超えない範囲とする。
		日勤勤務	7時間45分 (営業所長)	午前8時30分から 午後5時まで	勤務時間帯の途中 において45分	年間104日を超えない範囲とする。
鷺ヶ峰営業所	運行係長及び安全指導係長	変則勤務	7時間45分 (営業所長)	午前8時30分から 午後5時まで又は 午前9時30分から 午後6時まで	勤務時間帯の途中 において45分	日曜日及び月曜日 又は金曜日及び土曜日
	営業所の事務に従事する職員	変則勤務	7時間45分 (営業所長)	1 午前5時30分 から午後2時15 分まで 2 午前7時から 午後3時30分ま で 3 午前7時から 午後4時30分ま で 4 午前9時30分 から午後6時ま で 5 午後1時30分 から午後10時ま で 6 午後3時半か ら翌日の午前0 時15分まで 7 午後6時から 翌日の午前7時 15分まで 8 午後7時から 翌日の午前7時 15分まで	1 勤務時間帯の 途中において1 時間 2 勤務時間帯の 途中において45 分 3 勤務時間帯の 途中において1 時間45分 4 勤務時間帯の 途中において45 分 5 勤務時間帯の 途中において45 分 6 勤務時間帯の 途中において1 時間 7 勤務時間帯の 途中において睡 眠時間を含み5 時間30分 8 勤務時間帯の 途中において睡 眠時間を含み4 時間30分	年間104日を超えない範囲とする。

附 則

この規程は、平成23年 7 月 1 日から施行する。

交通局公告（調達）**川崎市交通局公告（調達）第11号**

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

平成23年 7 月11日

川崎市交通事業管理者

交通局長 田 巻 耕 一

1 一般競争入札に付する事項**(1) 購入物品及び予定数量**

- ア 軽油 A（9 月分） 100キロリットル
- イ 軽油 B（9 月分） 125キロリットル
- ウ 軽油 C（9 月分） 72キロリットル
- エ 軽油 D（9 月分） 150キロリットル

(2) 購入物品の特質等

仕様書によります。

(3) 納入場所

- ア 川崎市交通局上平間営業所
- イ 川崎市交通局塩浜営業所
- ウ 川崎市交通局井田営業所
- エ 川崎市交通局鷺ヶ峰営業所

(4) 納入期間

平成23年 9 月 1 日から平成23年 9 月30日まで

(5) 一連の調達契約に関する事項

今後調達が予定される数量及び入札公告予定時期

軽油（10月分） 約403キロリットル

平成23年 8 月頃

軽油（11月分） 約380キロリットル

平成23年 9 月頃

軽油（12月分） 約372キロリットル

平成23年10月頃

軽油（1 月分） 約367キロリットル

平成23年11月頃

軽油（2 月分） 約338キロリットル

平成23年12月頃

軽油（3 月分） 約369キロリットル

平成24年 1 月頃

※ 上記の一連の調達契約の納入期間、数量及び入札公告時期については変更することがあります。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たしていなければなりません。

(1) 川崎市交通局契約規程（昭和42年交通局規程第 4

号）第 2 条の規定に該当しないこと。

- (2) 入札期日において、平成23・24年度川崎市製造の請負・物件の買入れ等有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）の業種「燃料・油脂類」種目「石油製品・オイル」に登載されており、かつ、ランク「A」に格付けされていること。

なお、有資格業者名簿に登載のない者（入札参加業種を登録していない者を含む。）は、財政局資産管理部契約課に所定の様式により、資格審査申請を平成23年 7 月25日までに行ってください。申請の際には、この公告文の写しを持参してください。

- (3) 入札期日までの間、川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止の措置を受けていないこと。

- (4) 仕様書による内容を遵守し、当該物品を確実に納入することが可能であること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書等の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書及び 5 の書類を提出しなければなりません。

(1) 配布・提出及び問い合わせ先

川崎市川崎区砂子 1 丁目10番地 2 ソシオ砂子ビル 5 階

川崎市交通局企画管理部経理課 契約担当 田中
電話 044-200-3228（直通）

※ 一般競争入札参加資格確認申請書等は、「交通局入札情報」のホームページからもダウンロードできます。

(2) 配布・提出期間

平成23年 7 月11日から平成23年 7 月25日までの午前 8 時30分から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。）

(3) 提出方法

持参

4 入札説明書の交付

3 により一般競争入札参加資格確認申請書等を提出した者には、入札説明書を無料で交付します。

また、入札説明書は 3 (1) の場所において、3 (2) の期間中縦覧に供します。

5 一般競争入札参加者に求められる義務

この入札に参加を希望する者は、購入物品を安定して供給できることを証明する書類を平成23年 7 月25日までに 3 (1) の場所に提出しなければなりません。

この場合において、提出された書類等を審査した結果、当該物品を納入することができると認められた者に限り、入札に参加することができます。

なお、入札参加者は、当該書類に関し説明を求めら

れたときは、それに応じなければなりません。

6 一般競争入札参加資格確認の通知

一般競争入札参加資格確認申請書等を提出した者には、その結果を平成23年8月1日までに一般競争入札参加資格確認通知書により通知します。

7 仕様に関する問い合わせ先

川崎市交通局自動車部運輸課 担当 石沢
電話 044-200-3241 (直通)

8 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) 上記2に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

9 入札の手続等

1 (1)の購入物品ごとにそれぞれ入札及び契約に付するものとし、1キロリットル(1,000リットル)当たりの単価で行います。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、一切の諸経費を含めて見積もった金額から軽油引取税額を控除した額の105分の100に相当する金額に、軽油引取税額を加算した金額を入札書に記載してください。

(1) 入札方法

ア 持参による入札の場合

- (ア) 日 時 平成23年8月22日午前11時00分
(イ) 場 所 川崎市交通局入札室 ソシオ砂子ビル4階
川崎市川崎区砂子1丁目10番地2

イ 郵送による入札の場合

- (ア) 期 限 平成23年8月18日 必着
(イ) あて先 〒210-8577
川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市交通局企画管理部経理課長
必ず書留郵便により送付してください。

(2) 入札保証金

免除

(3) 開札の日時及び場所

9(1)アに同じ。

(4) 落札者の決定方法

川崎市交通局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

川崎市交通局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

10 再度の入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行います。ただし、その入札が川崎市交通局競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除きます。

11 契約の手続等

次により契約を締結します。

(1) 契約保証金

ア 川崎市交通局契約規程第33条各号に該当する場合は、免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市交通局契約規程及び川崎市交通局競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。

12 入札に関する苦情

入札に関する苦情等について、苦情の原因となった事実を知り得たときから10日以内に、川崎市政府調達苦情検討委員会(以下「委員会」という。)へ申し立てることができます。

13 その他

(1) この特定調達契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。

(2) 詳細は入札説明書によります。

(3) 公告に定めるもののほか、川崎市交通局契約規程及び川崎市交通局競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(4) この契約の目的物に係る税制改正が実施された場合は、それによるものとします。

(5) 落札者の決定後、苦情申立てが行われた場合、委員会申立ての検討期間中、契約締結等の手続を一時停止することがあります。

14 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

①Gas Oil Quantity 100kl

②Gas Oil Quantity 125kl

③Gas Oil Quantity 72kl

④Gas Oil Quantity 150kl

(2) Time limit for tender:

11:00 A.M. 22 August, 2011

(3) Time limit for tender by mail:

18 August, 2011

(4) Contact point for the notice:

KAWASAKI CITY OFFICE

Accounting Section
Transportation Bureau
1-10-2, Isago, Kawasaki-ku
Kawasaki, Kanagawa 210-0006, Japan
TEL:044-200-3228

川崎市交通局公告（調達）第12号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

平成23年 7 月11日

川崎市交通事業管理者
交通局長 田 巻 耕 一

1 一般競争入札に付する事項

(1) 購入物品

車内運行情報管理システム

(2) 納入場所

川崎市交通局本局及び各営業所（詳細は仕様書のとおり）

(3) 納入期限

仕様書のとおり

(4) 購入物品の特質等

仕様書のとおり

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たしていなければなりません。

(1) 川崎市交通局契約規程（昭和42年交通局規程第4号）第2条の規定に該当しないこと。

(2) 入札期日において、平成23・24年度川崎市製造の請負・物件の買入れ等有資格業者名簿（以下、「有資格業者名簿」という。）の業種「自動車」種目「自動車用品」で登載されていること。

なお、有資格業者名簿に登載のない者（入札参加業種を登録していない者を含む。）は、財政局資産管理部契約課に所定の様式により、資格審査申請を平成23年 7 月25日までに行ってください。申請の際には、この公告文の写しを必ず持参してください。

(3) 入札期日までの間、川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止の措置を受けていないこと。

(4) 仕様書による内容を遵守し、当該物品を確実に納入することが可能であること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書等の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書及び5の書類を提出しなければなりません。

(1) 配布・提出及び問い合わせ先

川崎市川崎区砂子 1 丁目10番地 2 ソシオ砂子ビ

ル 5 階

川崎市交通局企画管理部経理課 契約担当 高橋
電話 044-200-3228（直通）

※一般競争入札参加資格確認申請書等は、交通局ホームページの「入札情報」からもダウンロードできます。

(2) 配布・提出期間

平成23年 7 月11日から平成23年 7 月25日までの午前 8 時30分から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。）

(3) 提出方法

持参

4 入札説明書の交付

3により、一般競争入札参加資格確認申請書等を提出した者には、入札説明書を無料で交付します。

また、入札説明書は3(1)の場所において、3(2)の期間中縦覧に供します。

※交通局ホームページの「入札情報」からもダウンロードできます。

5 一般競争入札参加者に求められる義務

この入札に参加を希望する者は、仕様書第3項第1号及び2号に定める実績を証明する書類を平成23年 7 月25日までに3(1)の場所に提出しなければなりません。

この場合において、提出された書類等を審査した結果、当該物品を納入することができると認められた者に限り、入札に参加することができます。

なお、入札参加者は、当該書類に関し説明を求められたときは、それに応じなければなりません。

6 一般競争入札参加資格確認の通知

一般競争入札参加資格確認申請書等を提出した者には、その結果を平成23年 8 月 1 日までに一般競争入札参加資格確認通知書により通知します。

7 仕様に関する問い合わせ先

川崎市交通局自動車部運輸課 担当 徳原
電話044-200-3232（直通）

8 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札には参加することができません。

(1) 上記2に定める資格要件を満たさなくなったとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

9 入札の手続等

入札は総価で行います。なお、購入物品の価格のほか、データ等作成費、輸送費、及び機器の設置・稼動のため必要となる一切の諸経費を含めて入札金額を見積もるものとし、入札書に記載してください。

(1) 入札方法

ア 持参による入札の場合

日時 平成23年8月22日 午前10時00分

場所 川崎市交通局入札室 ソシオ砂子ビル4階

川崎市川崎区砂子1丁目10番地2

イ 郵送による入札の場合 ※書留郵便のみ有効とします

期限 平成23年8月18日 必着

あて先 〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市交通局企画管理部経理課長 あて

(2) 入札保証金

免除

(3) 開札の日時及び場所

9(1)アに同じ

(4) 落札者の決定方法

川崎市交通局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

川崎市交通局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

10 再度入札の実施

落札者がいない場合、直ちに再度入札を行います。ただし、その入札が川崎市交通局競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除きます。

11 契約の手続等

次により、契約を締結します。

- (1) 契約保証金 契約金額の10%とします。ただし、川崎市交通局契約規程第33条各号に該当する場合は、免除します。

- (2) 契約書作成の要否 要

- (3) 契約条項等の閲覧

川崎市交通局契約規程及び川崎市交通局競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。

※交通局ホームページの「入札情報」においても閲覧可能です。

12 入札に関する苦情

入札に関する苦情等について、苦情の原因となった事実を知り得た時から10日以内に、川崎市政府調達苦情検討委員会（以下「委員会」という。）へ申し立てることができます。

13 その他

- (1) この特定調達契約において使用する言語及び通貨

は、日本語及び日本国通貨に限りします。

- (2) 詳細は入札説明書によります。

- (3) 公告に定めるもののほか、川崎市交通局契約規程及び川崎市交通局競争入札参加者心得等の定めるところによります。

- (4) 落札者の決定後、苦情申し立てが行われた場合、委員会申し立ての検討期間中、契約締結等の手続を一時停止することがあります。

14 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Speech synthesizer route guider and bus stop name display (quantity 344)

- (2) Time-limit for tender:

10:00 A.M. 22 August, 2011

- (3) Time-limit for tender by mail:

18 August, 2011

- (4) Contact point for the notice:

KAWASAKI CITY OFFICE

Accounting Section

Transportation Bureau

1-10-2, Isago, Kawasaki-ku

Kawasaki, Kanagawa 210-0006, Japan

TEL:044-200-3228

病院局公告（調達）

川崎市病院局公告（調達）第24号

入札公告

物品調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

平成23年7月11日

川崎市病院事業管理者 秋 月 哲 史

1 総則

- (1) 別紙の案件に係る契約条項を示し、また関連情報を入手するための照会窓口は、次のとおりです。

病院局経営企画室契約担当（以下「病院局契約担当」といいます。）

川崎市川崎区東田町5-2 川崎野村證券ビル4階 電話044-210-2172

- (2) 川崎市病院局契約規程（以下「契約規程」といいます。）及び川崎市病院局競争入札参加者心得（以下「参加者心得」といいます。）ほかの契約関係規程並びに物品調達に関する仕様書は、病院局契約担当の窓口で縦覧できるほか、インターネットにおいて、病院局入札情報のページで閲覧することができます。

(http://www.city.kawasaki.jp/35/35byoin/byoin_keiyaku/jouhou/keiyaku_top.htm)

- (3) 本書に示された諸手続きで期間が定められている場合、休日日は当該期間から除かれます。さらに、縦覧を含む諸手続きの時間については、当該期間の日の午前8時30分から正午までと、午後0時45分から午後5時までに限ります。
- (4) 競争参加の申込み及び競争参加資格について
- ア 競争参加申込書は、別紙の案件ごとに定められた期間に病院局契約担当窓口で受け付けます。
- イ 本書において「名簿」とは、「平成23・24年度川崎市業務委託（又は製造の請負、物件の買入れ等）有資格業者名簿」をいいます。競争参加者は、別紙の案件ごとに定められた競争参加資格のほか、次の全ての条件を満たす必要があります。
- (ア) 契約規程第2条の規定に該当しないこと。
- (イ) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中ではないこと。
- (ウ) 法令等に従い、本件契約を確実に履行する資格及び能力を有すること。
- (エ) 本書に定める各種書面の提出、現場説明会への出席等の競争参加者の義務を誠実に履行すること。
- ウ 競争参加資格があると認めた者には、別紙の案件ごとに競争参加資格確認通知書を事前に交付します。競争参加資格があると認め難い者には、別途お知らせします。
- エ 競争参加資格があると認めた者が、競争参加申込書及び本書に定めるその他の提出書類について虚偽の記載をしたときは、本件競争入札に参加することはできません。
- (5) 仕様等に関する問合せの方法について
- 仕様等に関する問合せは、質問書（様式は病院局入札情報のページで取得できます。）により受け付けます。また、提出された質問書は1(1)の照会窓口

回答書と共に掲示を行い、併せて1(2)の病院局入札情報のページにも掲載を行います。

(6) 入札及び開札について

ア 入札及び開札は、別紙の案件ごとに定める日時において、次の場所で執行します。

病院局会議室（川崎市川崎区東田町5-2 川崎野村證券ビル5階）

イ 入札を行い、又は開札に立会う者は、競争参加資格確認通知を受けた者又はその代理人とします。なお、代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けた旨の書面を事前に提出しなければなりません。

ウ 入札保証金は免除します。

エ 落札者の決定については、別紙の案件ごとに契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は調査を行うことがあるほか、最低制限価格が設定されている案件については、その価格に満たない価格で入札した者の入札は無効とします。

入札書記載金額の最も低い者が予定価格を上回り、落札者を決定できないときは、直ちに再度入札を行います。ただし、その前回の入札が参加者心得の規定により無効とされた者及び開札に立会わない者は再度入札に参加できません。

オ 参加者心得において無効と定める入札は、これを無効とします。

(7) 契約の締結について

落札者とは別紙の案件ごとに次の条件で契約を締結します。

ア 契約保証金は契約金額の10パーセントとします。ただし、契約規程第34条各号に該当する場合は免除します。

イ 契約書の作成を必要とします。

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	川崎病院で使用するPCA用ポンプの調達
	履行場所	川崎市川崎区新川通12-1 川崎市立川崎病院
	履行期限	平成23年10月31日（月）まで
競争参加資格	名 簿 の 登 録	業種「医療機器」 種目「医療機器」
競争参加の申込	平成23年7月11日（月）から平成23年7月19日（火）まで受け付けます。	
最低制限価格の有無	設定しません。	
契約保証金	免除とします。	
入札及び開札	平成23年7月26日（火） 午前10時00分	

(案件2)

競争入札に 付する事項	件 名	川崎病院で使用する蛍光顕微鏡の調達
	履行場所	川崎市川崎区新川通12-1 川崎市立川崎病院
	履行期限	平成23年8月31日(水)まで
競争参加資格	名簿の 登録	業種「医療機器」 種目「医療機器」
競争参加の申込	平成23年7月11日(月)から平成23年7月19日(火)まで受付けます。	
最低制限価格の有無	設定しません。	
契約保証金	免除とします。	
入札及び開札	平成23年7月26日(火) 午前10時30分	

(案件3)

競争入札に 付する事項	件 名	川崎病院で使用する人工呼吸器の調達
	履行場所	川崎市川崎区新川通12-1 川崎市立川崎病院
	履行期限	平成23年11月30日(水)まで
競争参加資格	名簿の 登録	業種「医療機器」 種目「医療機器」
競争参加の申込	平成23年7月11日(月)から平成23年7月19日(火)まで受付けます。	
最低制限価格の有無	設定しません。	
契約保証金	過去2年間に、本調達に係る類似の契約実績を2件以上有していない場合は必要となります。(落札者はその証として、契約書の写しを2件分病院局契約担当に提出すること。)	
入札及び開札	平成23年7月26日(火) 午前10時30分	

川崎市病院局公告(調達)第25号

入札公告

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

平成23年7月11日

川崎市病院事業管理者 秋 月 哲 史

1 総則

(1) 別紙の案件に係る契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。

(2) 別紙の案件に係る契約条項を示し、また関連情報を入手するための照会窓口は、次のとおりです。

病院局経営企画室契約担当(以下「病院局契約担当」といいます。)

川崎市川崎区東田町5-2 川崎野村證券ビル4階 電話044-210-2172

(3) 川崎市病院局契約規程(以下「契約規程」といいます。)及び川崎市病院局競争入札参加者心得(以下「参加者心得」といいます。)ほかの契約関係規程並びに調達に関する仕様書は、病院局契約担当の窓口で縦覧できるほか、インターネットにおいて、

病院局入札情報のページで閲覧することができます。

(http://www.city.kawasaki.jp/35/35byoin/byoin_keiyaku/jouhou/keiyaku_top.htm)

(4) 別紙の案件の入札に関する苦情等については、川崎市政府調達苦情処理検討委員会へ申し立てることができます。落札者の決定後、苦情申し立てが行われた場合、川崎市政府調達苦情処理検討委員会の申し立て検討期間中、契約手続を一時停止することがあります。

(5) 本書に示された諸手続で期間が定められている場合、休日日は当該期間から除かれます。さらに、縦覧を含む諸手続の時間については、当該期間の日の午前8時30分から正午までと、午後0時45分から午後5時までに限ります。

(6) 本書に定める事項のほか調達の詳細は、仕様書及び契約規程の定めるところによります。

2 競争参加の申込み及び競争参加資格について

(1) 競争参加申込書は、別紙の案件ごとに定めた期間に病院局契約担当窓口で受付けます。

(2) 競争参加者は、別紙の案件ごとに定めた競争参加

資格のほか、次の全ての条件を満たす必要があります。

- ア 契約規程第2条の規定に該当しないこと。
 イ 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中ではないこと。
 ウ 法令等に従い、本件調達を確実に履行する資格及び能力を有すること。
 エ 本書に定める各種書面の提出、受領等、競争参加者の義務を誠実に履行すること。

(3) 「平成23・24年度川崎市製造の請負・物件の買入れ等有資格者名簿（以下「名簿」といいます。）」に登録のない者（別紙の案件に定められた業種に登録のない者も含みます。）は、所定の様式をもって競争参加の申込締切日までに財政局資産管理部契約課で資格審査の申請を行ってください。

(4) 競争参加資格があると認められた者には、別紙の案件ごとに競争参加資格確認通知書を事前に交付します。競争参加資格があると認め難い者には、別途お知らせします。

(5) 競争参加資格があると認められた者が、競争参加申込書及び本書に定めるその他の提出書類について虚偽の記載をしたときは、本件競争入札に参加することはできません。

3 仕様等に関する問合せの方法について

仕様等に関する問合せは、質問書（様式は病院局入札情報のページで取得できます。）により受け付けます。また、提出された質問書は1(2)の照会窓口にて回答書と共に掲示を行い、併せて1(3)の病院局入札情報のページにも掲載を行います。

4 商品説明書について

競争参加者は、別紙の案件ごとの定めた期間に、納入を予定する物品の商品説明書をそれぞれ3部ずつ病院局契約担当窓口へ提出してください。商品説明書の構成は次のとおりとします。ただし、次のうち(3)(4)(5)(6)を取りまとめた作成、又は(3)(4)(5)(6)を(1)に含めた作成は可とします。

- (1) 提案書（応札機種リスト・応札する商品のカタログを含む。）
- (2) 応札仕様書（入札仕様書と対比させて作成のこと。）
- (3) 設置条件に関する資料

(4) 納入に要する期間に関する資料

(5) 消耗品に関する資料

(6) 保守及び障害支援体制に関する資料

(7) 出庫証明書又は販売店若しくは代理店であることを証する書面

(8) 定価証明書（単価のほか、総価を示すもの）

5 入札及び開札について

(1) 入札及び開札の日時・場所等については、別紙の案件ごとの定めるところによります。

(2) 入札及び開札に立会う者は、競争参加資格確認通知を受けた者又はその代理人とし、その者は競争参加資格確認通知書を必ず持参するものとします。なお、代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けた書面を事前に提出しなければなりません。

(3) 郵便により入札書を提出する場合は、封筒の書式その他の事項について、必ず事前に病院局契約担当に御相談ください。

(4) 落札者の決定については、契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。入札書記載金額の最も低い者が予定価格を上回り、落札者を決定できないときは、直ちに再度入札を行います。

なお、その前回の入札が参加者心得の規定により無効とされた者、並びに開札に立会わない者は再度入札に参加できません。

(5) 参加者心得において無効と定める入札は、これを無効とします。

6 契約の締結について

落札者とは別紙の案件ごとに次の条件で契約を締結します。

(1) 契約保証金は契約金額の10パーセントとします。ただし、契約規程第34条1項各号に該当する場合は保証金の納付を免除します。

(2) 前払金の適用はありません。

(3) 契約書の作成を必要とします。

(4) 契約の締結について、川崎市議会における議決を要しません。

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名	井田病院で使用するデジタルガンマカメラの調達
	納入場所	川崎市立井田病院
	納入期限	平成24年1月13日から平成24年3月31日のうち、本市の指定する日

競争参加資格	名 簿 の 登 録	業 種「医療機器」 種 目「医療機器」
競争参加の 申 込 等	平成23年7月11日（月）から平成23年7月25日（月）まで受付けます。	
現 場 説 明 会	行いません。	
商 品 説 明 書	商品説明書の提出期限は、平成23年7月11日（月）から平成23年7月25日（月）までとします。	
入札及び開札	日 時	平成23年8月22日（月） 午前10時00分
	場 所	川崎市川崎区東田町5-2 川崎野村證券ビル5階 病院局会議室
郵便による 入札書の提出	提出期限	平成23年8月18日（木）必着
	提 出 先	川崎市川崎区宮本町1 川崎市病院局経営企画室 経理担当課長
入 札 保 証 金	免除します。	
Summary	1 Nature and quantity of product to be purchased: Digital gammacamera system to use at Ida Municipal Hospital 1set 2 Time-limit for tender: 10:00 A.M. August 22, 2011 3 Time-limit for tender by mail: August 18, 2011 4 Contact point for the notice: KAWASAKI CITY OFFICE Accounting section, General Administration Department, Municipal Hospital Management Bureau Kawasakinomurashoken bldg 4F 5-2, Higashidacho, Kawasaki-ku, Kawasaki-shi, Kanagawa-ken, 210-0005 JAPAN TEL 044-210-2172 (Direct-in)	

職員共済組合公告

川崎市共済公告第6号

平成23年第2回川崎市職員共済組合組合会を次のとおり招集します。

平成23年6月21日

川崎市職員共済組合

理事長 砂 田 慎 治

1 開催日時 平成23年7月6日（水）午後4時

2 開催場所 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市役所本庁舎2階特別会議室

3 会議に付すべき事件

- (1) 平成22年度川崎市職員共済組合決算について
- (2) 川崎市職員共済組合定款の一部変更について
- (3) 川崎市職員共済組合貸付規則の一部変更について
- (4) その他

川 崎 区 告 示

川崎市川崎区告示第8号

次の自動車臨時運行許可番号標は、紛失の届出がありましたので平成23年6月14日以降無効とする。

平成23年6月24日

川崎市川崎区長 豊 本 欽 也

川崎 5-00

宮 前 区 告 示

川崎市宮前区告示第4号

次の自動車臨時運行許可番号標は、回収不能のため平成23年6月23日以降無効とする。

平成23年6月23日

川崎市宮前区長 和 田 秀 樹

川崎 977 川崎 818 川崎 164 川崎 839

以上

川 崎 区 公 告

川崎市川崎区公告第49号

差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は、送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成23年 6 月28日

川崎市川崎区長 豊 本 欽 也

（別紙省略）

川崎市川崎区公告第50号

次の市税に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は、送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成23年 6 月29日

川崎市川崎区長 豊 本 欽 也

年 度	税 目	期 別	この公告により滞納 処分に着手し得る日	件数・備考
平成23年度	固 定 資 産 税 都 市 計 画 税 （土地・家屋）	第 1 期 分	平成23年 7 月12日	計 7 件
平成23年度	市民税・県民税 （普通徴収）	4 月 随 時 分	平成23年 7 月12日	計 9 件
平成22年度	市民税・県民税 （普通徴収）	第 4 期 分	平成23年 7 月12日	計 1 件
平成22年度	市民税・県民税 （普通徴収）	1 2 月 随 時 分	平成23年 7 月12日	計 1 件
平成21年度	市民税・県民税 （普通徴収）	1 月 随 時 分	平成23年 7 月12日	計 1 件

（別紙省略）

幸 区 公 告

川崎市幸区公告第17号

差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成23年 6 月17日

川崎市幸区長 森 下 和 子

（別紙省略）

ころ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成23年 6 月29日

川崎市幸区長 森 下 和 子

川崎市幸区公告第18号

次の市税に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきと

年 度	税 目	期 別	この公示により滞納 処分に着手し得る日	件数・備考
平成23年度	固 定 資 産 税 都 市 計 画 税 (土地・家屋)	第 1 期 分	平成23年7月12日	計4件

(別紙省略)

中 原 区 公 告

川崎市中原区公告第23号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、中原区上小田中7丁目3番25号 シティハイムローズ 105 三浦 三雄 に対して別紙のとおり住民票を職権消除しましたので同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ、住所及び居所が明らかでないので公示します。

平成23年6月16日

川崎市中原区長 小野寺 京 子

(別紙省略)

川崎市中原区公告第24号

差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成23年6月17日

川崎市中原区長 小野寺 京 子

(別紙省略)

川崎市中原区公告第25号

交付要求通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成23年6月27日

川崎市中原区長 小野寺 京 子

(別紙省略)

川崎市中原区公告第26号

公売公告兼見積価額公告

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第95条及び同法第99条の規定により、次のとおり差押財産の公売及び見積価額を公告します。

平成23年6月27日

川崎市中原区長 小野寺 京 子

公 売 財 産	別紙「公売財産、公売保証金及び見積価額」のとおり
公 売 保 証 金	
見 積 価 額	
公 売 方 法	期間競り売り
入 札 参 加 申 込 込 込 期間	平成23年7月8日（金）午後1時00分から平成23年7月22日（金）午後11時00分まで （ヤフー株式会社が提供するインターネット公売システムのシステムメンテナンス等の期間を除く。）
競 り 売 り 期 間	平成23年7月29日（金）午後1時00分から平成23年7月31日（日）午後11時00分まで （ヤフー株式会社が提供するインターネット公売システムのシステムメンテナンス等の期間を除く。）
公 売 場 所	ヤフー株式会社が提供するインターネット公売システム上
売却決定の日時	平成23年8月1日（月）午前10時30分
売却決定の場所	中原区役所区民サービス部納税課事務室

買 受 代 金 の 納 付 の 期 限	平成23年 8 月 8 日 (月) 午後 2 時30分
買 受 人 に つ い て の 資 格 及 び そ の 他 の 要 件	差押財産を換価される滞納者 (その依頼人を含む。) 及び税務職員並びに国税徴収法第108条第 1 項各号の規定に該当する者は、買受人となる資格がありません。
そ の 他	別紙「その他事項」のとおり
配当を受ける者の 権利の申出に ついて	この公売財産の換価代金について配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権、留置権等の権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに債権現在額申立書により、その内容を区長あて申し出てください。 なお、債権現在額申立書の用紙は、中原区役所区民サービス部納税課に用意してあります。

公売財産、公売保証金及び見積価額

売却区分番号	公売財産の名称、数量、性質及び所在、その他	公売保証金	見積価額
3001	財産の種類 二輪の小型自動車 数量 1 台 車名 ヤマハ 車台番号 2 H 6 - 2 3 0 7 7 6 総排気量 390.00cc 色 黒	5,000円	21,000円
3002	財産の種類 二輪の小型自動車 数量 1 台 車名 ヤマハ 車台番号 R H 0 1 J - 0 1 4 0 8 8 総排気量 390.00cc 色 黒	37,000円	181,000円

そ の 他 事 項

1 インターネット公売の参加

インターネット公売に参加するには、川崎市インターネット公売ガイドライン及びYahoo!オークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾し順守していただく必要があります。

2 買受人の制限

国税徴収法第92条の規定する者及び同法第108条第 1 項各号の規定に該当する者は、公売財産を買い受けること及び競り売り又は入札に参加することができません。

3 公売財産の確認

競り売り又は入札に際しては、あらかじめ公売財産を確認し、登記登録制度のあるものについては、関係公簿等を閲覧してください。

なお、公売財産が土地の場合、土地の境界については隣接地の所有者と協議してください。

4 参加申込手続き

公売財産の買受けの申込みをしようとする者 (以下、「公売参加者など」という。) は、公売参加申込期

間に所定の公売参加申込手続きが必要です。

5 公売保証金の納付

公売保証金をクレジットカードにより納付する場合は、公売参加者など (公売参加者などが、法人の場合は当該法人の代表者名義、代理人の場合は代理人名義) の名義のクレジットカードによる納付に限ります。

また、公売保証金の納付を要する財産については、公売保証金納付後でなければ、公売に参加できません。

6 買受けの申込み

競り売りに係る買受けの申込みは、競り売り期間中であれば何度でもできます。

入札に係る買受けの申込みは、入札の期間中に一度のみ可能です。

なお、一度行った買受けの申込みは、取り消しや変更ができません。

7 共有名義の買受け

公売財産が不動産で共有名義の買受けを希望する場合は、代表者以外の方全員からの代表者に対する委任状及び共同入札者全員の住所 (所在地) 及び氏名 (名称) を連署したうえ、各人の持分を明記した「共同入

札者持分内訳書」を提出してください。

8 追加入札

追加入札が適用される場合は、開札の結果、売却区分番号ごとに最高価申込者となるべき者が2人以上いる場合には、その入札者の間で追加入札を行います。追加入札の価額がなお同額の場合は、くじ（自動抽選）で最高価申込者を決定します。

9 最高価申込者の決定

見積価額以上の入札者のうち、最高の価額による入札者を最高価申込者と決定します。

追加入札が行われた場合は、追加入札終了後に最高の価額による入札者を最高価申込者と決定します。ただし、追加入札終了後も最高の価額での入札者が複数存在する場合は、くじで最高価申込者を決定します。

なお、最高価申込者を決定したときは、最高価申込者のYahoo! JAPAN IDと落札価額を公売システム上に一定期間公開することによって告げます。

10 次順位買受申込者の決定

次順位買受申込制度が適用される場合は、公売財産の売却区分番号ごとに、次の要件をすべて満たす入札者から次順位による買受けの申込みがあるときは、その方を次順位買受申込者とします。

- (1) 入札価額が見積価額以上である。
- (2) 入札価額が最高価額に次いで高価である。
- (3) 入札価額が最高価額から公売保証金の額を控除した額以上である。

なお、次順位買受申込者を決定したときは、Yahoo! JAPAN IDと次順位買受申込価額を公売システム上に一定期間公開することによって告げます。

また、次順位買受申込者となるべき者が2名以上いる場合は、くじ（自動抽選）で次順位買受申込者を決定します。

11 消費税相当額について

公売財産の見積価額、最高価申込価額及び売却価額に消費税相当額を含みます。

12 公売保証金の返還

最高価申込者あるいは次順位買受申込者とならなかった場合は、公売終了後に公売保証金を返還します。

13 売却決定

売却決定は、公売公告に記載した日時に、売却区分番号ごとに最高価申込者に対して行います。また、次順位買受申込者に売却決定を行う場合は、国税徴収法第113条第2項各号に掲げる日に行います。

売却決定価額は、落札価額（最高価申込価額）とします。

なお、最高価申込者などが買受代金を納付しなかった場合などにおいて、次順位買受申込者がいる場合には、次順位買受申込者に対して売却決定を行います。

次順位買受申込者などの売却決定価額は、次順位買受申込者などの入札金額を売却決定価額とします。

14 売却決定の取消し

次に該当する場合には、売却決定を取り消します。

- (1) 売却決定後、買受代金の納付前に滞納市税等の完納の事実が証明されたとき。
- (2) 買受代金をその納付期限までに納付しないとき。
- (3) 国税徴収法第108条第1項の規定が適用されたとき。

なお(1)の場合のみ、納付された公売保証金を返還します。

15 公売財産の取得時期等

買受人は、買受代金を全額納付したとき（農地等の一定要件を満たさなければ権利移転の効力が生じない財産については、当該要件が満たされたとき）に公売財産を取得します。

買受代金納付後に生じた財産のき損、焼失等による損害の負担は、買受人が負うことになります。

公売財産の引渡しは、買受代金納付時点の現況有姿により行います。

公売財産が不動産の場合、区長は引渡しの義務を負いません。

16 瑕疵担保責任

川崎市は公売財産について、瑕疵（かし）担保責任を負いません。

17 買受代金の納付

買受人は、売却決定を受けた後、公売公告兼見積価額公告に記載した買受代金納付期限までに、買受代金の全額（売却価額から公売保証金を差し引いた金額となります。）を、指定する口座への振込、現金書留による送付（金額が50万円以下の場合に限ります。）、郵便為替（発行日から起算して、175日を経過していないものに限ります。）による納付、又は現金若しくは銀行振出の小切手（東京及び横浜手形交換所管内のもので、振出の日から起算して8日を経過していないものに限ります。）、信用金庫等の預金小切手（あるいはこれらの金融機関の振出によるもので、振出の日から起算して8日を経過していないものに限ります。）を直接持参により納付してください。

18 権利移転の手続等

権利移転に登記又は登録が必要な公売財産について、買受人はその登記又は登録に必要な書類を提出し、区長に登記又は登録の請求を行ってください。

なお、その権利移転等に係る費用等は買受人の負担となります。

また、買受人が自ら登録等を行う財産の場合は、速やかに登録等の手続きを行ってください。

19 公売システムについて

本公売は、ヤフー株式会社が提供するインターネット公売システム（以下「公売システム」といいます。）を利用して行います。

公売システムの利用に関して公売参加者及び入札者に損害が生じた場合、川崎市は責任を負いません。

公売システムによる入札方法等の詳細は、「川崎市インターネット公売ガイドライン」で確認してください。なお、「川崎市インターネット公売ガイドライン」は、川崎市ホームページで確認できます。

公売参加申込期間及び入札期間には、公売システムのシステムメンテナンス等の期間を除きます。

20 その他

公売公告兼見積価額公告の内容は、川崎市中原区役

所区民サービス部納税課又は川崎市財政局税務部収納対策課で閲覧できます。

川崎市中原区公告第27号

次の市税に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成23年 6 月29日

川崎市中原区長 小野寺 京 子

年 度	税 目	期 別	この公告により滞納 処分に着手し得る日	件数・備考
平成22年度	市・県民税 （普通徴収）	第 2 期 分	平成23年 7 月12日	計 1 件
平成22年度	市・県民税 （普通徴収）	第 3 期 分	平成23年 7 月12日	計 2 件
平成22年度	市・県民税 （普通徴収）	第 4 期 分	平成23年 7 月12日	計 2 件
平成23年度	市・県民税 （普通徴収）	4 月 随 時 分	平成23年 7 月12日	計 2 件
平成23年度	固定資産税 都市計画税 （土地・家屋）	第 1 期 分	平成23年 7 月12日	計 6 件

（別紙省略）

高 津 区 公 告

川崎市高津区公告第21号

公売公告兼見積価額公告

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第95条及び同法第99条の規定により、次のとおり差押財産の公売及び見積価額を公告します。

平成23年 6 月24日

川崎市高津区長 船 橋 兵 悟

公 売 財 産	別紙「公売財産、公売保証金及び見積価額」のとおり
公 売 保 証 金	
見 積 価 額	
公 売 方 法	期間競り売り
入 札 参 加 申 込 込 込 期 間	平成23年 7 月 8 日（金）午後 1 時00分から平成23年 7 月22日（金）午後11時00分まで （ヤフー株式会社が提供するインターネット公売システムのシステムメンテナンス等の期間を除く。）
競 り 売 り 期 間	平成23年 7 月29日（金）午後 1 時00分から平成23年 7 月31日（日）午後11時00分まで （ヤフー株式会社が提供するインターネット公売システムのシステムメンテナンス等の期間を除く。）

公 売 場 所	ヤフー株式会社が提供するインターネット公売システム上
売却決定の日時	平成23年8月1日（月）午前10時30分
売却決定の場所	高津区役所区民サービス部納税課事務室
買 受 代 金 の 納 付 の 期 限	平成23年8月8日（月）午後2時30分
買受人について の資格及び その他の要件	差押財産を換価される滞納者（その依頼人を含む。）及び税務職員並びに国税徴収法第108条第1項各号の規定に該当する者は、買受人となる資格がありません。
そ の 他	別紙「その他事項」のとおり
配当を受ける者の 権利の申出に ついて	この公売財産の換価代金について配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権、留置権等の権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに債権現在額申立書により、その内容を区長あて申し出てください。 なお、債権現在額申立書の用紙は、高津区役所区民サービス部納税課に用意してあります。

公売財産、公売保証金及び見積価額

売却区分番号	公売財産の名称、数量、性質及び所在、その他	公売保証金 (円)	見積価額 (円)
4001	財産の種類 二輪の小型自動車 数量 1台 車名 カワサキ 車台番号 ZXT10D-005181 総排気量 1050.00cc 色 黒	20,000円	96,800円

そ の 他 事 項

1 インターネット公売の参加

インターネット公売に参加するには、川崎市インターネット公売ガイドライン及びYahoo!オークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾し順守していただく必要があります。

2 買受人の制限

国税徴収法第92条の規定する者及び同法第108条第1項各号の規定に該当する者は、公売財産を買い受けること及び競り売り又は入札に参加することができません。

3 公売財産の確認

競り売り又は入札に際しては、あらかじめ公売財産を確認し、登記登録制度のあるものについては、関係公簿等を閲覧してください。

なお、公売財産が土地の場合、土地の境界については隣接地の所有者と協議してください。

4 参加申込手続き

公売財産の買受けの申込みをしようとする者（以下、「公売参加者など」という。）は、公売参加申込期

間に所定の公売参加申込手続きが必要です。

5 公売保証金の納付

公売保証金をクレジットカードにより納付する場合は、公売参加者など（公売参加者などが、法人の場合は当該法人の代表者名義、代理人の場合は代理人名義）の名義のクレジットカードによる納付に限ります。

また、公売保証金の納付を要する財産については、公売保証金納付後でなければ、公売に参加できません。

6 買受けの申込み

競り売りに係る買受けの申込みは、競り売り期間中であれば何度でもできます。

入札に係る買受けの申込みは、入札の期間中に一度のみ可能です。

なお、一度行った買受けの申込みは、取り消しや変更できません。

7 共有名義の買受け

公売財産が不動産で共有名義の買受けを希望する場合は、代表者以外の方全員からの代表者に対する委任状及び共同入札者全員の住所（所在地）及び氏名（名称）を連署したうえ、各人の持分を明記した「共同入

札者持分内訳書」を提出してください。

8 追加入札

追加入札が適用される場合は、開札の結果、売却区分番号ごとに最高価申込者となるべき者が2人以上いる場合には、その入札者の間で追加入札を行います。追加入札の価額がなお同額の場合は、くじ（自動抽選）で最高価申込者を決定します。

9 最高価申込者の決定

見積価額以上の入札者のうち、最高の価額による入札者を最高価申込者と決定します。

追加入札が行われた場合は、追加入札終了後に最高の価額による入札者を最高価申込者と決定します。ただし、追加入札終了後も最高の価額での入札者が複数存在する場合は、くじで最高価申込者を決定します。

なお、最高価申込者を決定したときは、最高価申込者のYahoo! JAPAN IDと落札価額を公売システム上に一定期間公開することによって告げます。

10 次順位買受申込者の決定

次順位買受申込制度が適用される場合は、公売財産の売却区分番号ごとに、次の要件をすべて満たす入札者から次順位による買受けの申込みがあるときは、その方を次順位買受申込者とします。

- (1) 入札価額が見積価額以上である。
- (2) 入札価額が最高価額に次いで高価である。
- (3) 入札価額が最高価額から公売保証金の額を控除した額以上である。

なお、次順位買受申込者を決定したときは、Yahoo! JAPAN IDと次順位買受申込価額を公売システム上に一定期間公開することによって告げます。

また、次順位買受申込者となるべき者が2名以上いる場合は、くじ（自動抽選）で次順位買受申込者を決定します。

11 消費税相当額について

公売財産の見積価額、最高価申込価額及び売却価額に消費税相当額を含みます。

12 公売保証金の返還

最高価申込者あるいは次順位買受申込者とならなかった場合は、公売終了後に公売保証金を返還します。

13 売却決定

売却決定は、公売公告に記載した日時に、売却区分番号ごとに最高価申込者に対して行います。また、次順位買受申込者に売却決定を行う場合は、国税徴収法第113条第2項各号に掲げる日に行います。

売却決定価額は、落札価額（最高価申込価額）とします。

なお、最高価申込者などが買受代金を納付しなかった場合などにおいて、次順位買受申込者がいる場合には、次順位買受申込者に対して売却決定を行います。

次順位買受申込者などの売却決定価額は、次順位買受申込者などの入札金額を売却決定価額とします。

14 売却決定の取消し

次に該当する場合には、売却決定を取り消します。

- (1) 売却決定後、買受代金の納付前に滞納市税等の完納の事実が証明されたとき。
- (2) 買受代金をその納付期限までに納付しないとき。
- (3) 国税徴収法第108条第1項の規定が適用されたとき。

なお(1)の場合のみ、納付された公売保証金を返還します。

15 公売財産の取得時期等

買受人は、買受代金を全額納付したとき（農地等の一定要件を満たさなければ権利移転の効力が生じない財産については、当該要件が満たされたとき）に公売財産を取得します。

買受代金納付後に生じた財産のき損、焼失等による損害の負担は、買受人が負うことになります。

公売財産の引渡しは、買受代金納付時点の現況有姿により行います。

公売財産が不動産の場合、区長は引渡しの義務を負いません。

16 瑕疵担保責任

川崎市は公売財産について、瑕疵（かし）担保責任を負いません。

17 買受代金の納付

買受人は、売却決定を受けた後、公売公告兼見積価額公告に記載した買受代金納付期限までに、買受代金の全額（売却価額から公売保証金を差し引いた金額となります。）を、指定する口座への振込、現金書留による送付（金額が50万円以下の場合に限ります。）、郵便為替（発行日から起算して、175日を経過していないものに限ります。）による納付、又は現金若しくは銀行振出の小切手（東京及び横浜手形交換所管内のもので、振出の日から起算して8日を経過していないものに限ります。）、信用金庫等の預金小切手（あるいはこれらの金融機関の振出によるもので、振出の日から起算して8日を経過していないものに限ります。）を直接持参により納付してください。

18 権利移転の手続等

権利移転に登記又は登録が必要な公売財産について、買受人はその登記又は登録に必要な書類を提出し、区長に登記又は登録の請求を行ってください。

なお、その権利移転等に係る費用等は買受人の負担となります。

また、買受人が自ら登録等を行う財産の場合は、速やかに登録等の手続きを行ってください。

19 公売システムについて

本公売は、ヤフー株式会社が提供するインターネット公売システム（以下「公売システム」といいます。）を利用して行います。

公売システムの利用に関して公売参加者及び入札者に損害が生じた場合、川崎市は責任を負いません。

公売システムによる入札方法等の詳細は、「川崎市インターネット公売ガイドライン」で確認してください。なお、「川崎市インターネット公売ガイドライン」は、川崎市ホームページで確認できます。

公売参加申込期間及び入札期間には、公売システムのシステムメンテナンス等の期間を除きます。

20 その他

公売公告兼見積価額公告の内容は、川崎市高津区役

所区民サービス部納税課又は川崎市財政局税務部収納対策課で閲覧できます。

川崎市高津区公告第22号

次の市税に係る督促状を別紙記載の方に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は、送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成23年6月29日

川崎市高津区長 船 橋 兵 悟

年 度	税 目	期 別	この公告により滞納 処分に着手し得る日	件数・備考
平成22年度	市民税・県民税 （普通徴収）	3 月 随 時	平成23年7月12日	計1件
平成23年度 （平成22 年度分）	市民税・県民税 （普通徴収）	4 月 随 時	平成23年7月12日	計2件
平成23年度	固定資産税 都市計画税 （土地・家屋）	第 1 期 分	平成23年7月12日	計14件

（別紙省略）

宮 前 区 公 告

川崎市宮前区公告第16号

配当計算書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条及び地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成23年6月7日

川崎市宮前区長 和 田 秀 樹

別紙省略

川崎市宮前区公告第17号

次の市税に係る納税通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成23年6月13日

川崎市宮前区長 和 田 秀 樹

年 度	税 目	期 別	この公告により 変更する納期限	件数・備考
平成23年度	市民税・県民税 （普通徴収）	5 月 随 時 分 以 降	平成23年6月30日 （5月随時分以降）	計5件

平成23年度	固 定 資 産 税 都 市 計 画 税 (土地・家屋)	5 月 随 時 分 以 降	平成23年 6 月30日 (5 月随時分以降)	計 1 件
平成23年度	軽 自 動 車 税	全 期 分	平成23年 6 月30日 (全期分)	計52件

(別紙省略)

川崎市宮前区公告第18号

交付要求通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成23年 6 月16日

川崎市宮前区長 和田 秀 樹

別紙省略

川崎市宮前区公告第19号

差押調書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交

付します。

平成23年 6 月16日

川崎市宮前区長 和田 秀 樹

別紙省略

多 摩 区 公 告

川崎市多摩区公告第24号

次の市税に係る 納税通知書 を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成23年 6 月13日

川崎市多摩区長 門ノ沢 俊 明

年 度	税 目	期 別	この公告により 変更する納期限	件数・備考
平成23年度	市 民 税 県 民 税 (普 通 徴 収)	5 月 随 時 分	平成23年 6 月30日 (5 月随時分)	計 3 件
平成23年度	軽 自 動 車 税	全 期 分	平成23年 6 月30日	計43件

(別紙省略)

川崎市多摩区公告第25号

配当計算書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成23年 6 月24日

川崎市多摩区長 門ノ沢 俊 明

(別紙省略)

川崎市多摩区公告第26号

公売公告兼見積価額公告

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第95条及び同法第99条の規定により、次のとおり差押財産の公売及び見積価額を公告します。

平成23年 6 月30日

川崎市多摩区長 門ノ沢 俊 明

公 売 財 産	別紙「公売財産、公売保証金及び見積価額」のとおり
公 売 保 証 金	
見 積 価 額	
公 売 方 法	期間競り売り
入 札 参 加 申し込み期間	平成23年7月8日（金）午後1時00分から平成23年7月22日（金）午後11時00分まで （ヤフー株式会社が提供するインターネット公売システムのシステムメンテナンス等の期間を除く。）
競 り 売 り 期 間	平成23年7月29日（金）午後1時00分から平成23年7月31日（日）午後11時00分まで （ヤフー株式会社が提供するインターネット公売システムのシステムメンテナンス等の期間を除く。）
公 売 場 所	ヤフー株式会社が提供するインターネット公売システム上
売却決定の日時	平成23年8月1日（月）午前10時30分
売却決定の場所	多摩区役所区民サービス部納税課事務室
買 受 代 金 の 納 付 の 期 限	平成23年8月8日（月）午後2時30分
買 受 人 に つ い て の 資 格 及 び そ の 他 の 要 件	差押財産を換価される滞納者（その依頼人を含む。）及び税務職員並びに国税徴収法第108条第1項各号の規定に該当する者は、買受人となる資格がありません。
そ の 他	別紙「その他事項」のとおり
配当を受ける者の 権利の申出に ついて	この公売財産の換価代金について配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権、留置権等の権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに債権現在額申立書により、その内容を区長あて申し出てください。 なお、債権現在額申立書の用紙は、多摩区役所区民サービス部納税課に用意してあります。

公売財産、公売保証金及び見積価額

売却区分番号	公売財産の名称、数量、性質及び所在、その他	公売保証金 (円)	見積価額 (円)
6001	財産の種類 二輪の軽自動車 数量 1台 車名 ホンダ 車台番号 MF04-1400238 総排気量 249.00cc 色 黒	16,000円	79,800円

そ の 他 事 項

1 インターネット公売の参加

インターネット公売に参加するには、川崎市インターネット公売ガイドライン及びYahoo!オークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾し順守していただくことが必要です。

2 買受人の制限

国税徴収法第92条の規定する者及び同法第108条第1項各号の規定に該当する者は、公売財産を買い受けること及び競り売り又は入札に参加することができま

せん。

3 公売財産の確認

競り売り又は入札に際しては、あらかじめ公売財産を確認し、登記登録制度のあるものについては、関係公簿等を閲覧してください。

なお、公売財産が土地の場合、土地の境界については隣接地の所有者と協議してください。

4 参加申込手続き

公売財産の買受けの申込みをしようとする者（以下、「公売参加者など」という。）は、公売参加申込期

間に所定の公売参加申込手続きが必要です。

5 公売保証金の納付

公売保証金をクレジットカードにより納付する場合は、公売参加者など（公売参加者などが、法人の場合は当該法人の代表者名義、代理人の場合は代理人名義）の名義のクレジットカードによる納付に限ります。

また、公売保証金の納付を要する財産については、公売保証金納付後でなければ、公売に参加できません。

6 買受けの申込み

競り売りに係る買受けの申込みは、競り売り期間中であれば何度でもできます。

入札に係る買受けの申込みは、入札の期間中に一度のみ可能です。

なお、一度行った買受けの申込みは、取り消しや変更ができません。

7 共有名義の買受け

公売財産が不動産で共有名義の買受けを希望する場合は、代表者以外の方全員からの代表者に対する委任状及び共同入札者全員の住所（所在地）及び氏名（名称）を連署したうえ、各人の持分を明記した「共同入札者持分内訳書」を提出してください。

8 追加入札

追加入札が適用される場合は、開札の結果、売却区分番号ごとに最高価申込者となるべき者が2人以上いる場合には、その入札者の間で追加入札を行います。追加入札の価額がなお同額の場合は、くじ（自動抽選）で最高価申込者を決定します。

9 最高価申込者の決定

見積価額以上の入札者のうち、最高の価額による入札者を最高価申込者と決定します。

追加入札が行われた場合は、追加入札終了後に最高の価額による入札者を最高価申込者と決定します。ただし、追加入札終了後も最高の価額での入札者が複数存在する場合は、くじで最高価申込者を決定します。

なお、最高価申込者を決定したときは、最高価申込者のYahoo! JAPAN IDと落札価額を公売システム上に一定期間公開することによって告げます。

10 次順位買受申込者の決定

次順位買受申込制度が適用される場合は、公売財産の売却区分番号ごとに、次の要件をすべて満たす入札者から次順位による買受けの申込みがあるときは、その方を次順位買受申込者とします。

- (1) 入札価額が見積価額以上である。
- (2) 入札価額が最高価額に次いで高価である。
- (3) 入札価額が最高価額から公売保証金の額を控除した額以上である。

なお、次順位買受申込者を決定したときは、Yahoo! JAPAN IDと次順位買受申込価額を公売システム上に一

定期間公開することによって告げます。

また、次順位買受申込者となるべき者が2名以上いる場合は、くじ（自動抽選）で次順位買受申込者を決定します。

11 消費税相当額について

公売財産の見積価額、最高価申込価額及び売却価額に消費税相当額を含みます。

12 公売保証金の返還

最高価申込者あるいは次順位買受申込者とならなかった場合は、公売終了後に公売保証金を返還します。

13 売却決定

売却決定は、公売公告に記載した日時に、売却区分番号ごとに最高価申込者に対して行います。また、次順位買受申込者に売却決定を行う場合は、国税徴収法第113条第2項各号に掲げる日に行います。

売却決定価額は、落札価額（最高価申込価額）とします。

なお、最高価申込者などが買受代金を納付しなかった場合などにおいて、次順位買受申込者がいる場合には、次順位買受申込者に対して売却決定を行います。次順位買受申込者などの売却決定価額は、次順位買受申込者などの入札金額を売却決定価額とします。

14 売却決定の取消し

次に該当する場合には、売却決定を取り消します。

- (1) 売却決定後、買受代金の納付前に滞納市税等の完納の事実が証明されたとき。
- (2) 買受代金をその納付期限までに納付しないとき。
- (3) 国税徴収法第108条第1項の規定が適用されたとき。

なお(1)の場合のみ、納付された公売保証金を返還します。

15 公売財産の取得時期等

買受人は、買受代金を全額納付したとき（農地等の一定要件を満たさなければ権利移転の効力が生じない財産については、当該要件が満たされたとき）に公売財産を取得します。

買受代金納付後に生じた財産のき損、焼失等による損害の負担は、買受人が負うことになります。

公売財産の引渡しは、買受代金納付時点の現況有姿により行います。

公売財産が不動産の場合、区長は引渡しの義務を負いません。

16 瑕疵担保責任

川崎市は公売財産について、瑕疵（かし）担保責任を負いません。

17 買受代金の納付

買受人は、売却決定を受けた後、公売公告兼見積価額公告に記載した買受代金納付期限までに、買受代金

の全額（売却価額から公売保証金を差し引いた金額となります。）を、指定する口座への振込、現金書留による送付（金額が50万円以下の場合に限ります。）、郵便為替（発行日から起算して、175日を経過していないものに限ります。）による納付、又は現金若しくは銀行振出の小切手（東京及び横浜手形交換所管内のもので、振出の日から起算して8日を経過していないものに限ります。）、信用金庫等の預金小切手（あるいはこれらの金融機関の振出によるもので、振出の日から起算して8日を経過していないものに限ります。）を直接持参により納付してください。

18 権利移転の手続等

権利移転に登記又は登録が必要な公売財産について、買受人はその登記又は登録に必要な書類を提出し、区長に登記又は登録の請求を行ってください。

なお、その権利移転等に係る費用等は買受人の負担となります。

また、買受人が自ら登録等を行う財産の場合は、速やかに登録等の手続きを行ってください。

19 公売システムについて

本公売は、ヤフー株式会社が提供するインターネット公売システム（以下「公売システム」といいます。）を利用して行います。

公売システムの利用に関して公売参加者及び入札者

に損害が生じた場合、川崎市は責任を負いません。

公売システムによる入札方法等の詳細は、「川崎市インターネット公売ガイドライン」で確認してください。なお、「川崎市インターネット公売ガイドライン」は、川崎市ホームページで確認できます。

公売参加申込期間及び入札期間には、公売システムのシステムメンテナンス等の期間を除きます。

20 その他

公売公告兼見積価額公告の内容は、川崎市多摩区役所区民サービス部納税課又は川崎市財政局税務部収納対策課で閲覧できます。

川崎市多摩区公告第27号

次の市税に係る 督促状 を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成23年6月30日

川崎市多摩区長 門ノ沢 俊 明

年 度	税 目	期 別	この公告により滞納 処分に着手し得る日	件数・備考
平成22年度	市 民 税 県 民 税 （普通徴収）	第 4 期 分	平成23年7月12日	計1件
平成22年度	市 民 税 県 民 税 （普通徴収）	3 月 随 時 分	平成23年7月12日	計1件
平成23年度	市 民 税 県 民 税 （普通徴収）	4 月 随 時 分	平成23年7月12日	計1件
平成23年度	固 定 資 産 税 都 市 計 画 税 （土地・家屋）	第 1 期 分	平成23年7月12日	計6件

（別紙省略）

麻 生 区 公 告

川崎市麻生区公告第16号

次の市税に係る納税通知書を別紙記載の者に送達すべ

きところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交

付します。

平成23年 6 月13日

川崎市麻生区長 瀧 峠 雅 介

年 度	税 目	期 別	この公告により 変更する納期限	件数・備考
平成23年度	軽 自 動 車 税	全 期 分	平成23年 6 月30日	計21件

(別紙省略)

